

令和6年調布市教育委員会第3回定例会会議録

1. 日 時 令和6年3月22日午後2時30分～午後4時26分（1時間56分）

1. 場 所 教育会館3階 301～303研修室

1. 出席委員 教 育 長 大和田 正 治

委 員 細 川 真 彦

委 員 福 谷 文 夫

委 員 榎 本 竹 伸

委 員 千 田 文 子

1. 出席説明員 教 育 部 長 小 林 達 哉

教 育 部 副 参 事 兼

指 導 室 長 所 水 奈

教 育 部 次 長 阿 部 光

教 育 部 副 参 事 兼

図 書 館 長 高 橋 慎 一

教 育 総 務 課 長 鈴 木 克 久

教育総務課施設担当課長 関 口 幸 司

教育総務課副主幹 市 川 陽 介

教育総務課副主幹 森 木 豊 和

学 務 課 長 佐 藤 龍

学 務 課 課 長 補 佐 岡 本 広 美

指導室学校教育担当課長 三 井 豊

指導室教育支援担当課長兼

教 育 相 談 所 長 伊 藤 聖 子

指導室統括指導主事 門 田 英 朗

指導室統括指導主事 海馬澤 一 人

指 導 室 副 主 幹 佐 藤 晋 太 郎

指 導 室 副 主 幹 佐 藤 麻 美

東 部 公 民 館 長 源 後 哲 郎

図 書 館 副 館 長 海老澤 昌 子

郷土博物館長 早野賢二

郷土博物館副館長 御前智則

1. 事務局出席者 教育総務課総務係主事 陸田晃生

1. 会議録署名委員 教 育 長 大和田正治

委 員 細川真彦

〈会議に付した事件〉

議案第7号 調布市不登校児童・生徒への支援プラン（案）について

議案第8号 令和6年度調布市教育相談所事業計画（案）について

議案第9号 調布市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則

議案第10号 調布市教育委員会事務局事案決裁規程の一部を改正する訓令

議案第11号 調布市立学校文書取扱規程の一部を改正する訓令

議案第12号 調布市教育委員会公印規程の一部を改正する訓令

議案第13号 調布市立学校の校庭等の開放及び目的外使用に関する規則の一部を改正する規則

議案第14号 臨時代理の承認について（調布市立学校学校歯科医の解職）

議案第15号 臨時代理の承認について（調布市立学校学校歯科医の委嘱）

議案第16号 令和6年度調布市公民館事業計画（案）について

議案第17号 令和6年度調布市立図書館事業計画（案）について

議案第18号 令和6年度調布市郷土博物館事業計画（案）について

議案第19号 調布市文化財の指定について

議案第20号 調布市郷土博物館の臨時休館について

議案第21号 臨時代理の承認について

○大和田教育長　　こんにちは。ただいまから令和6年調布市教育委員会第3回定例会を開会いたします。

○大和田教育長　　日程に入る前に事務局に申しあげます。傍聴を希望する方がいらっしゃいましたら、随時入場させてください。

本日、奈尾教育長職務代理者は、都合により欠席しておりますので、御了承をお願いいたします。

なお、本日の会議につきましては、地方教育行政組織及び運営に関する法律第14条第3項に規定する定足数に達しておりますので、有効に成立いたします。

○大和田教育長　　ここでお諮りいたします。事務局より追加の資料が提出されました。この際、配布された追加日程を加えて審議したいと思いますが、御異議ありませんでしょうか。

（「異議なし」との声あり）

○大和田教育長　　御異議なしと認めます。

また、日程に追加しました議案第21号については人事案件であることから、審議を非公開といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○大和田教育長　　御異議なしと認めます。よって、日程に追加しました当該議案については非公開とすることに決定いたしました。

日程第1　令和6年調布市教育委員会第3回定例会会議録署名委員の指名について

○大和田教育長　　これより日程に入ります。日程第1、令和6年調布市教育委員会第3回定例会会議録署名委員の指名について。本件については、調布市教育委員会会議規則第29条の規定により、細川委員を指名し、教育長の私、大和田とともに署名委員といたします。よろしくお願ひいたします。

日程第2　報告事項

○大和田教育長　　次に、日程第2、報告事項に入ります。

報告事項をすべて報告いただいた後、一括質疑といたしますので、よろしくお願ひいた

します。

初めに、関口教育総務課施設担当課長から、令和5年度教育施設主要事業の執行及び進捗状況について報告を願います。関口教育総務課施設担当課長。

○関口教育総務課施設担当課長 教育施設主要事業の執行及び進捗状況について報告いたします。資料1をお願いいたします。

教育施設の工事につきまして、3月8日現在の進捗状況の報告です。

備考欄に完了検査実施日及び実施予定日を記載しておりますが、一覧表に記載の工事については、既に完了検査を実施した工事も含めまして、年度内にすべて完了する予定となっております。

続きまして、3ページをお願いいたします。2項で実施している給食室改修工事の施工状況です。No.1とNo.2の写真は深大寺小学校給食室改修工事、No.3は石原小学校給食室改修工事の写真で、調理室内の施工状況となります。ちゅう房機器の設置が完了しています。

4ページをお願いいたします。No.4とNo.5の写真は、八ヶ岳少年自然の家空調設備ほか回収工事の施工状況です。No.4は客室内で室外機の設置状況、No.5は共用部の設置状況となります。

なお、当該工事については、本日完了検査を実施しています。また、別途発注しました防災設備改修工事についても本日完了する予定となっております。

報告は以上です。

○大和田教育長 次に、門田指導室統括指導主事から、令和6年2月における市内小・中学校の事故等の報告について、令和5年度における調布市の体力・運動能力・運動習慣等の調査（東京都）について、令和5年度児童・生徒の学力向上を図るための調査における調布市の結果について、令和7年度使用調布市立中学校及び小・中学校特別支援学級教科用図書の採択について、以上4件の報告を願います。門田指導室統括指導主事。

○門田指導室統括指導主事 それでは、4件の報告について行います。

まず初めに、令和6年2月における市内小・中学校の事故等について報告いたします。資料2をお願いいたします。

令和6年2月は、小学校8件、中学校0件、合計8件になります。

まず小学校についてですが、①発生日、2月1日木曜日、発生場所は教室、学校管理内の事故です。対象児童は第3学年です。当該児童は、掃除の時間に教室の児童机を1人で持ち上げて運んでいたところ、手が滑り、運んでいた児童机の天板の縁が当該児童の右足

親指に当たりました。病院で受診をし、右足親指爪脱臼の診断を受けております。

②発生日、2月8日木曜日、発生場所は廊下、学校管理内の事故です。対象児童は第4学年。当該児童は、昼休みに関係児童と遊んでいた際、悪ふざけからつかみ合い（戦いごっこ）になりました。関係児童から押された当該児童は、バランスを崩して廊下の壁にぶつかり、その場に座り込みました。その後も関係児童はつかみ合いを続け、当該児童の左目付近を蹴る真似をしたところ、右足が当該児童の顔面に当たってしまいました。病院で受診をし、左目打撲及び鼻骨骨折の診断を受けております。

③発生日、2月9日金曜日、発生場所は廊下、学校管理内の事故です。対象児童は第2学年です。当該児童は、昼休みに廊下を歩いていた際に、関係児童の足につまずきました。その際に、両手で自分の体を支える形で前方に転倒しました。病院で受診をし、右手首若木骨折の診断を受けております。

④発生日、2月13日火曜日、発生場所は校庭、学校管理内の事故です。対象児童は第6学年。当該児童は、体育の授業中、ハードル走の練習をしていました。スタートしてから2台目のハードルを飛び越えようとしたところ、右足のつま先がハードルのバーに引っ掛かり転倒。病院で受診をし、左前腕尺骨骨折及び橈骨ひびの診断を受けております。

⑤発生日、2月15日木曜日、発生場所は校庭、学校管理内の事故です。対象児童は第6学年。当該児童は、校庭で異学年交流の活動として鬼遊びをしていました。鬼から逃げて校庭に設置しているバスケットゴール付近を走っている際に、バスケットゴールに取り付けている衝突緩衝マットを束ねているひもが首に引っ掛かり、後頭部から転倒しております。病院で受診をし、首周辺及び後頭部の擦り傷の診断を受けております。

⑥発生日、2月16日金曜日、発生場所は教室、学校管理内の事故です。対象児童は第3学年。当該児童は、給食喫食後、自席と自席の後席を使用し、それぞれの机に手をついて、体を浮かせて遊んでいました。体を宙に浮かせた状態で前後に揺れていた際にバランスを崩して転倒しています。病院で受診をし、胸骨へひびの診断を受けております。

続きまして、⑦発生日、2月26日月曜日、発生場所は教室、学校管理内の事故です。対象児童は第6学年。当該児童は、掃除の時間に関係児童が振り上げた自在ぼうきの先端部が左目じりに当たりました。病院で受診し、左目じり裂傷の診断を受けております。

裏面に参ります。⑧発生日、2月28日水曜日、発生場所は教室、学校管理内の事故です。対象生徒は第6学年。当該児童は、体育の授業中、主運動を行う前の補助運動として鬼遊び（追いかっこ）をしていました。当該児童の後ろを走っていた関係児童がつまずき、

前を走っていた当該児童を押し形で転倒しました。その際に左手を強打しております。病院で受診をし、左手首ひびの診断を受けております。——大変失礼しました。先ほど、発生場所を教室と申しあげましたが、資料どおり、発生場所は校庭の誤りです。よろしくお願いいたします。

資料2については以上になります。

続きまして、資料3をお願いいたします。令和5年度における調布市の体力・運動能力・運動習慣等の調査（東京都）についての報告をいたします。

初めに、1、調査の概要については御覧ください。

次に、2、調布市教育プランとの関連についてでございます。グラフは、体力の向上について自分なりの目標を立てている児童・生徒の割合を示しております。小学校男子及び女子は全国及び東京都よりも低い状況でございます。中学校男子及び女子においては東京都平均を上回っております。

続いて、3、調査の結果（総合評価）についてでございます。本市の実態としましては、総合評価の分布は全国及び東京都と同様の傾向でございます。小学校男子では、総合評価E層が全国及び東京都と同様に高い割合で存在しております。令和4年度と比較しますと、小学生男子及び女子は体力の低下が見られますが、中学生男子、女子の体力は向上しております。

また、小学校5年男子、女子、中学校2年男子においては、総合評価の割合はCの児童・生徒が多く、中学校2年女子においては、総合評価の割合はDの生徒が多い状況でございます。

続きまして、4、日常生活における運動習慣の改善のポイントについてでございます。児童・生徒質問紙の項目にあります学校の保健体育の授業以外で、1日にどのくらいの時間、運動（体を動かす遊びを含む）やスポーツをしていますかの設問に対して、実態としては、小学校、中学校ともに東京都及び全国と同様の傾向でございます。

特に、平日における運動時間が短く、放課後の運動習慣に課題が見られます。改善のポイント、日常的に運動する習慣を身に付けていくために、遊びや運動をする環境づくりを進めていく必要があると考えております。また、運動やスポーツへの興味、関心を高め、普段の生活の中に体を動かす習慣を定着させるための運動の機会の創出など、運動習慣の確立に向けた工夫をする必要がございます。

続きまして、資料3の裏面に参ります。本調査の結果の種目ごとの東京都の体力合計点

と調布市の体力合計点の比較となっております。

資料下段右側を御覧ください。東京都の体力合計点と調布市の体力合計点の比較について示しております。小学校男子1、2年生及び5年生、小学校女子の1から3年生は東京都の平均値を下回っており、課題となっております。引き続き、体力向上に向けて学校における授業改善の取組を支援していくとともに、体力の向上に特化した取組の充実を図ってまいりたいと考えております。

報告については以上になります。

続きまして、資料4をお願いいたします。次に、令和5年度児童・生徒の学力向上を図るための調査における調布市の結果について御報告いたします。

初めに、1、調査の概要についてでございます。

(1)調査の目的。本調査は、東京都が実施している児童・生徒の学びに向かう力等に関する意識及び学校の指導方法に関する意識調査になっております。

(2)調査日と調布市対象児童・生徒数は御確認いただければと思います。

(3)調査内容についてです。こちらはウェブシステムを活用した意識調査を実施しているところでございます。

続きまして、2、結果の概要についてです。

以下に示すグラフ及び表は、質問に対して「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」という肯定的な回答をした児童・生徒の割合となっております。

(1)各教科の授業の内容に対する理解の程度についてです。肯定的な回答は、小学校は90%程度、中学校では70%から90%程度となっております。中学校は小学校に比べて教科ごとの肯定的な回答の差が大きいという傾向が見られております。中学校第3学年については、英語が他教科と比べて授業の理解に対する意識が低い状況です。数学、理科については、学年が上がるに連れて肯定的な回答が減少傾向にございます。

続きまして、(2)学習の動機についてです。肯定的な回答をした児童・生徒の割合が最も高い項目は、小学校では第4学年で、質問項目の(2)番、「しっかり考えられるようになりたいから」及び(1)番、「分かることやできることが楽しいから」であり、第5学年では(3)番、「将来の仕事や生活に役立つ」、第6学年も同様でございます。

中学校では第1学年で、(2)番の「しっかり考えられるようになりたいから」、第2学年で(3)番、第3学年で同様に(3)番という結果でございました。

また、肯定的な回答をした児童・生徒の割合が最も低い項目は、小学校の第4学年では

(5)番、それ以外の学年では(6)番という状況でございます。

(3)学習の進め方についてでございます。こちらで肯定的な回答をした割合が最も高い項目としましては、中学校第1学年、(3)「分からないことがあっても学習を続けるようにしている」であり、それ以外の学年でも高い傾向でございます。

肯定的な回答をした割合が最も低い項目については(1)番、「確実にできるようになるまで繰り返し練習している」という項目であり、それ以外の学年でも、中学校第3学年を除き、同じ傾向が見られております。

続きまして、学習環境、(4)番についてでございます。「(学習塾や家庭教師による学習等を含めない)」「毎日2時間以上」、また、「毎日1時間以上、2時間より少ない」と回答した児童・生徒の割合をお示ししております。最も高い割合となっている回答は、中学校第1学年でございます。

(2)から(6)までの項目で肯定的な回答をした児童・生徒の割合が最も低い項目は、中学校第2学年で(3)番、「見通しを持つようにしている」という項目ですが、それ以外の学年でも同様の傾向が見てとれます。

最後に、本市の傾向としましては、学習に対して見通しを持って臨んでいる児童・生徒が多い状況にはございます。分からないことがあっても学習を継続して行っている児童・生徒が多い状況にあります。一方で、確実にできるようになるまで繰り返し練習している児童・生徒は低いという状況がございます。粘り強く取り組む姿勢の育成に課題があると認識しております。

分かることやできることが楽しいと回答している児童・生徒が多いということも本市の実態でございます。授業において授業改善を継続して取り組んでいくことで課題の解決に向かっていくものと認識しておりますので、引き続き学校における授業改善の取組が充実するように支援をしてまいりたいと考えております。

資料4については以上でございます。

最後に、資料5をお願いいたします。令和7年度仕様、調布市立中学校及び小・中学校特別支援学級教科用図書の採択について御報告いたします。

令和7年度仕様教科用図書採択の方針は、令和6年度は令和7年度から使用する中学校及び令和7年度に使用する小・中学校特別支援学級の教科用図書を採択する予定でございます。

教科書採択に関する事務については、教科書無償措置法第10条に基づく東京都教育委員

会の指導、助言を尊重し、その責任が調布市教育委員会にあることを明確にして行います。教科書の採択に当たって、従来の研究の成果や教員及び有識者や保護者、市民の意見も反映させ、開かれた採択を推進します。また、採択後は採択結果を公表し、調査研究資料等は公開いたします。

次に、資料5、附則資料を御覧ください。1、(3)についてですが、採択に当たっては、中学校において使用する教科書については、学校教育法附則第9条第1項に規定する教科書以外の図書を使用する場合を除き、中学校用教科書目録（令和7年度使用）に掲載されている教科書のうちから、全教科の教科書について新たに採択を行います。

特別支援学級において使用する教科書については、附則第9条本を使用する場合を除き、特別支援学校用（小・中学部）教科書目録（令和7年度使用）に掲載されている教科書のうちから採択を行います。

特別支援学級において使用する教科書以外の教科用図書の採択に当たっては、教科の主たる教材として、教育目標の達成上、適切な図書を選定いたします。

また、特別支援学級学級用一般図書の採択に際しましては、まずは文部科学省著作教科書の使用の適否とともに、文部科学大臣の検定を経た下学年用教科書の採択の適否を十分考慮することといたします。その上で、これら以外の図書を採択することが適当である場合には、留意する点について調査委員会に指導、助言してまいります。

教科書の調査研究については(5)を御覧ください。内容及び構成等について記載してございます。

続きまして、2、教科書採択に伴う組織及び任務についてでございます。

調布市教育委員会は、教科書採択事務が円滑かつ公正に行うことができるよう、教科書調査運営委員会、各教科教科書調査委員会及び特別支援学級用教科書調査委員会を設置いたします。

以下、(1)、(2)、(3)に組織とその役割を記載してございます。

報告については以上でございます。

○大和田教育長

次に、御前郷土博物館副館長から、令和6年度調布市武者小路実篤記念館事業計画（案）について報告を願います。御前郷土博物館副館長。

○御前郷土博物館副館長 私からは、令和6年度調布市武者小路実篤記念館事業計画（案）について報告いたします。資料6をお願いいたします。

武者小路実篤記念館は、実篤の業績を検証し、広く市民の教養や文化向上に寄与するため、調布市教育プラン及び調布市社会計画に沿い、1ページに記載があります方針の(1)から(5)に掲げている事業を令和6年度に展開してまいります。

事業内容について主なものを御説明いたします。

初めに、このページの中段に記載があります展示活動です。春、秋の2回の特別展や所蔵品を中心とした展示をする企画展をテーマを設けて6回開催し、実篤自身の魅力や実篤記念館の収集活動、研究成果を広く周知してまいります。また、令和6年度は、実篤の映画関連資料展示を移動展としてたづくりで開催予定です。

次の普及活動では、郷土博物館や公民館を始め、市内施設との事業協力や講座、講演会を開催して、特色ある生涯学習の機会と良質な事業を展開してまいります。

また、小・中学校を始めとする学校教育との連携については、学校で地域ゆかりの文化遺産である実篤と実篤記念館に親しむ機会となる企画や、博学連携事業を推進してまいります。

2ページをお願いいたします。資料収集及び保存並びに調査研究では、書画や原稿のほか、映像や音声資料などを収集、整理し、適切な保存、管理に努めるとともに、情報発信基地としての役割を担うため、引き続き調査研究を進めてまいります。

次の情報提供システムにおきましては、令和6年度はシステムのリニューアルに着手し、利便性向上、ICT教育への今後の活用検討などを行ってまいります。

その他として記念館の維持管理について、日ごろの保守点検による施設な良好な運用と老朽化などへの対応を行い、入場者が安心して快適に利用できるようと努めてまいります。これらの概要につきましては、2の事業概要に記載しております。

最後、4ページは、令和6年度に予定している展示日程を記載しております。

報告は以上となります。

○大和田教育長 以上で報告事項の報告はすべて終わりました。これから報告事項全般に関する質疑、意見を受けたいと思います。質疑、意見のある方はお願いいたします。榎本委員。

○榎本委員 資料3になりますが、体力、運動能力の調査結果がここにあるわけです。この中で分析結果の一番下の丸で、「普段の生活の中に体を動かす習慣を定着させるための運動の機会の創出等、運動習慣の確立に向けた工夫をする必要がある」とありますけれども、具体的にはどういうことをするのか、何かもう決まっていることがあるのか、まず

は教えていただきたいと思います。

○大和田教育長 門田指導室統括指導主事。

○門田指導室統括指導主事 御質問ありがとうございます。本年度、体力の向上の施策について様々な分析、検討していく、そういった検討委員会を立ち上げて検討をしてきているところでございます。この分析結果のところにも記載させていただいているとともに、調査委員会の中でも、日常生活の中で無理をせずに体力向上につなげられる取組がないものかといった話題が上がってきています。その中で出てきている内容の1つとしましては、例えば日ごろ階段を上っていく際に、一段飛ばししながら、要は歩幅を大きくしながら身体活動量を上げて階段を上っていくようであったり、歩く際も、通常の歩幅よりも少し大きめに歩幅を開いて活動していくことで、少なからず普段よりも身体活動量が上がるであろうと。

また、例えば日常の生活で、家庭のお手伝いの中でお皿洗いをしていたりだとか、洗顔をしたりだとか、そういった際につま先立ちになって姿勢を維持しながら行うことで、ただ立っている状態よりも体に対しての運動を行う機会が増えてくるだろう。要は、日常生活にプラスアルファでできる取組を入れていったらどうであろうかといった御意見をいただいていますので、その御意見を加味して分析を載せさせていただいているという状況でございます。

○大和田教育長 榎本委員。

○榎本委員 お聞きしてちょっとほっとした部分があります。いろいろな今後の提案や、子どもたちがどうしたらいいかというところを具体的に考えていただいているようなので安心しました。

もう一点なのですけれども、それにまた関連してなのですが、資料2を見ると、今回は特に骨折、ひび、1件以外はみんなそれですね。事故報告のときには、いつも骨折が非常に多いと思われま。なぜ多いのだろうと。そのような体制をとったから折れてしまったとか、ひびが入ったということなのでしょうけれども、例えば骨自体が弱くなっているという点、私はそのように感じるのです。その辺のことは研究、あるいは皆さんで調査をされているということはあるのでしょうか。

○大和田教育長 門田指導室統括指導主事。

○門田指導室統括指導主事 御質問ありがとうございます。子どもたちの骨折の事例が増えてきているというところで、骨が弱くなってきているのではないかという御指摘でござ

ございますが、教育委員会として確固たるエビデンスがあって弱くなってきていることが実証できているという状況ではございません。ただ、コロナ禍を経まして骨折の事案が増えてきているということは、やはり子どもたちの体に何かしら変化が生じているというところは現状として認識しています。

学校としましては、学校教育を行っていく中でけがをしない、起こさせない、そういった活動を実施していくことはもとよりそうなのですが、子どもたち自身の体をしっかりと支える、成長を支える取組をしていかなければいけないと。栄養面も含めてそうなのですが、そうやった身体的な発達を学校教育の中でしっかり促していくことで、学校の教育活動におけるけがの報告、事例を少なくしていかなければいけないだろうという認識は学校と共有して取り組んでいるところでございます。

○大和田教育長 榎本委員。

○榎本委員 よく分かりました。子どもたちの発育の中での骨そのものがどのような状態になっているのか、ぜひ研究していただいて、その上で事故防止につながられるのであれば、いろいろアイデアを出していただければと思います。

また、資料に記載の骨折のところの中に唯一違ったバスケットゴールに取り付けられている緩衝用のマットのひもが首に引っ掛かったとあります。これ、まさに命取りになる事案ではないかと私は思っています。それがどういう状態で結ばれていたかは分かりませんが、ひもで結ばなければいけないので、それがこういう事故につながらないような、確実に安全な方法をもって固定するというのをぜひ考えてもらいたいと思います。

私からは以上です。

○大和田教育長 ほかにございませんか。福谷委員。

○福谷委員 私も資料2で、今話がありましたけれども、②と③の骨折です。骨の問題もあると思うのですが、単に骨が弱いというよりか、関係性をちょっと疑問に思ったので、その辺を教えてください。例えば、②は座り込んだ時点でなぜ終わらなかったのかというのが疑問です。それから、③は普通に歩いていて、物ではなく、人の足につまずくという状態についてもちょっと疑問かなと思いました。

続けて言わせていただいて④、ハードルに引っ掛かったということですが、この時点でのハードルのバーの高さと本人の能力との関係とか、バスケットゴールは安全確認がされていたのかどうかということです。

それから、最後に7番目で、掃除当番の最中に起きていますけれども、自在ぼうきを振

り上げる要因、原因はどうだったのか、こういう形で関係性について状況を教えていただければと思います。よろしくお願いします。

○大和田教育長 門田指導室統括指導主事。

○門田指導室統括指導主事 御質問ありがとうございます。前提としまして、今幾つか御質問を受けたけがの事案についてなのですが、子ども同士の関係性が悪いために起きてしまったという事例は1つもございません。

まず、②番の事故の案件についてですが、こちらも遊びの延長の中で発生しているというところで、もともと友達同士の関係が出来上がっている児童同士の中での出来事でございます。内容としまして、一方がその場に座り込んだ状況を十分に確認しないまま、そのまま状況がまだ続いているものと関係の児童が思い込んでした結果というところでございます。

③番の骨折の事案についても、歩いていて関係児童の足につまづいたというところでございますが、この関係児童が当該児童の前を歩いている状況で、当該児童がその前を歩いている関係児童との距離に十分に気付いていなかったという状況があったと報告を受けております。

④番についてはハードル走の事例になるのですが、バーの高さが実態に合っていたのかという御指摘でございます。このハードルの高さについては、下学年で行う高さで実施しているという状況でございました。つまりは、想定されている当該学年のバーの高さよりも低い状況のバーで実施をしていたという状況でございます。どのハードルで飛ぶかといったところも児童が自ら選択をして飛んでいる状況でございますので、子どもが自分の実力、実態を考えて飛んでいたのですが、実際はハードルを飛び越えようとした際につま先が引っ掛かったというような状況でございます。なので、無理をして飛んでいるような状況ではなかったという報告が上がってきております。

続きまして、⑤番のバスケットゴールの衝突緩衝マットを束ねているひもが引っ掛かった事例になりますが、こちらについては、学校においては毎月学校の施設内の安全点検を実施してございます。先ほど榎本委員からも御指摘がありましたが、この事故が発生する前の確認日においては、安全性についてはしっかり確認ができていたという状況の報告が上がってきています。その確認日以降、この事項が発生するまでの間に何らかの不測の状況が発生していたのだらうと認識しております。

ただ、引き続き常日ごろ、学校内の状況については安全確認を徹底するようというところ

ところで学校には周知を図っているところがございます。今回の事例はまさに学校にとっても、その他の学校においても起こり得る事例だと認識しておりますので、改めて周知を継続していきたいと考えております。

最後の⑦番についてですが、こちらは突発的に起こってしまったという報告が上がってきております。掃除の時間に当てるつもりで振り上げたということではなくて、掃除道具を持って移動しようとした際にぶつかる事案が発生したと学校からは報告を受けておりますので、悪ふざけの中で起きたとか、そういったことではないという報告でございました。

○大和田教育長 福谷委員。

○福谷委員 ありがとうございます。

○大和田教育長 ほかにございませんか。千田委員。

○千田委員 今、安全点検のお話がありましたので、それに付け加えて意見を言いたいと思うのです。安全点検、確かに現場では月に1回チームを組んで、安全点検カードを持ちながら各箇所を点検して歩くのですが、危機管理能力というか教職員に、ここはこれがあるから危ないなというような見通しを持つことがなかなか難しくなっているのかな。

なぜそう思うかと申しますと、学校訪問しているときに、廊下にかなり物が置いてある。あれは安全点検上はよくないので、きちんと片付けようとかとなるはずのところは1校のみならず、何校かそういう学校があつて指摘させていただいたこともありました。

というので、安全点検、ややもするとわあっと見て、特に異常ないで終わってしまいがちなところかと思いますが、そうではない。こういう事故があつたときに、やはり人命にかかわる可能性があることなのだよということで、戒めとしてぜひ現場には指導していただきたいなと思います。意見です。

○大和田教育長 ほかに御質問等ございますか。細川委員。

○細川委員 私からは、資料4、学力向上を図るための調査における調布市の結果についてのところで質問させていただきます。

先ほど口頭で、分析といいましょうか、課題、取組等のお話でございましたが、この結果の概要のところにある英語の理解に対する意識が低いというところが気になるところです。これについてはどのように評価をされているのか、分析されているのか、少しお聞きしたいです。

○大和田教育長 門田指導室統括指導主事。

○門田指導室統括指導主事 御質問ありがとうございます。確かに委員おっしゃるよう

に、英語については他教科と比べて授業の理解に対する意識が低いというところで分析を挙げさせていただいております。

今回この調査については、冒頭でも調査の目的のところでも御説明させていただきましたけれども、学びに向かう意識を調査しているところでございます。実際には本市の中学生の、例えば別の項目になりますが、スピーキングテストについては、結果としましては東京都の平均値よりもよい状況が示されております。そのため、実際にこの調査結果をもって学力が低いだとか、そういったことが見てとれる状況ではないのかなど。ともすれば、子どもたち自身の授業に対する意欲がむしろ高い状況が、授業の理解に対する意識が低い、そういった意識を生んでいる状況もあるのではないかなど考えてはございます。

このことから、引き続きこちらの学習に向かう子どもたちの意識の向上を授業改善の中に落とし込んでいく必要が学校にはございます。主体的に学んでいくことが学力の向上につながるように、引き続き学校に支援、指導助言をしてまいりたいと考えております。

○大和田教育長 細川委員。

○細川委員 ということは、下の学習の動機というところで、分かることやできることが楽しいからということが結構高いというところとE S A T—Jなどの結果などと照らし合わせると、ここでの数字としては低い傾向があるけれども、今おっしゃったところと言いますと、それは意欲が高いからこそ、もうちょっと分かりたいのに分かれていないというような意識を子どもたちが持っているのではないかという分析でよろしいですか。

今お聞きしていて、なるほど、そういうこともあり得るなと思ったのが1つと、もう1つ、先ほど下の学習の動機や進め方などのところで、定着まで粘り強くやるというところが低いという結果が出ているところと今度は照らし合わせて考えたときには、やはりできない、定着が難しい子の率がどうなのかなというところが全体の数字を下げている。「よく分かりますか」というところの答えとしては、下げているところはないのかなとちょっと疑問に思ったのですけれども、その辺はどうでしょうか。

○大和田教育長 門田指導室統括指導主事。

○門田指導室統括指導主事 子どもたちの実態として、委員がおっしゃるような側面もあるとは認識してございます。先ほど御指摘いただいたように、分かることやできることが楽しい、そのように回答している児童・生徒が多い。このことは学習の進め方としては大分大きなウェートを占めていることには間違いございません。

ですので、主体的に子どもたちが自ら学習をしていく、その取組を充実させていくこと

が、ひいては子どもたちの学力の定着につながっていくものと考えます。学習に苦手さを感じる子どもたちも前のめりに授業に取り組んでいける、そういった授業を計画して実施していく必要があるのであろうと結果からは推測しているところでございます。

○大和田教育長 細川委員。

○細川委員 私が学校などでかかわっている中で見ていると、定着が困難な子というのは、低学年の算数であったり、英語でも今、アルファベットを3年生からやりますけれども、そうした定着が実は中学に上がる段階からでもできていないという実態があるのも事実かと思えますので、先ほどおっしゃっている、そういう子たちは自ら授業にかかわるといふ意欲を現実的にはなかなか持てないでいるケースが多いとも思われますので、粘り強くやる、定着するにはどうしたら、どのような声掛けや指導が必要になってくるのかということをより研究していただいて、そういうちょっと難しい子どもたちも意欲を持って授業に取り組めるような姿勢といたしましょうか、授業の進め方といたしましょうか、そういうところを現場の先生方に強く意識を持っていただきたいなというのを願いとしてお伝えしておきたいと思えます。

○大和田教育長 ほかにございませつか。

(「なし」との声あり)

○大和田教育長 ほかになければ、以上で報告事項を終わります。

日程第3 議案

議案第7号 調布市不登校児童・生徒への支援プラン(案)について

○大和田教育長 次に、日程第3、議案に入ります。

議案第7号「調布市不登校児童・生徒への支援プラン(案)について」を議題といたします。本件について、海馬澤指導室統括指導主事から提案理由の説明を願います。海馬澤指導室統括指導主事。

○海馬澤指導室統括指導主事 議案第7号「調布市不登校児童・生徒への支援プラン(案)について」、御説明いたします。

本支援プランについては、昨年、第11回定例会における御審議の後にパブリック・コメントを実施し、1月に開催した調布市不登校施策に係る検討委員会を経て案を策定いたしました。今回の御審議により、令和6年度から実施いたします本新プランについて御決定いただくための提案となります。御説明の内容は、パブリック・コメントの結果と調布市

不登校児童・生徒への支援プラン（案）の内容の2点となります。

資料は3点ございます。資料1が本支援プランの概要、資料2が本支援プランの本体、資料3がパブリック・コメントです。

初めに、パブリック・コメントの結果から御説明いたしますので、資料3を御覧ください。今回のパブリック・コメントでは、1ページの中段にある2番、意見募集の結果概要の(1)に記載のとおり、22人の方から85件の意見をいただきました。

意見の概要や市の考え方については、2ページ以降に記載のとおりです。時間の都合上、すべての御意見を取り上げることはできませんが、不登校の現状と課題の認識に関すること、本支援プランの成果指標に関すること、本支援プランの名称に関することを中心に、多岐にわたる御意見を頂戴いたしました。市といたしましては、いただいた御意見を今後の施策推進の中で生かしてまいりたいと考えております。

パブリック・コメントの結果については以上です。

続いて、資料1を御覧ください。本支援プランの概要になります。昨年11月の教育委員会定例会で提案させていただいた内容から変更した点を中心に御説明いたします。まずは本支援プランのタイトルです。当初は調布市不登校支援プランとしておりましたが、調布市の子どもたちを支援するという趣旨から、調布市不登校児童・生徒への支援プランと変更いたしました。また、サブタイトルとして、「誰かにつながる、どこかにつながる、いつでもつながる多様な学びの機会の充実を目指して」とつけました。

2ページ目を御覧ください。施策の体系図です。3つの基本方針、6つの施策、26の主な取組で構成しております。

変更点を申し上げます。まず、主な取組4、児童・生徒一人一人が認められていると実感できる学校風土の醸成、主な取組8、児童・生徒の声を聞く機会の創出、この2点を新たに加えました。

また、主な取組15についてですが、当初、不登校特例校分教室と記載しておりましたが、国の方針に合わせて学びの多様化学校分教室「第七中学校はしうち教室」の指導の充実と変更いたしました。

最後に、資料2を御覧ください。本支援プランの本体になります。こちらの資料も前回からの大きな変更点を中心に御説明いたします。

初めに、表紙をおめくりください。「保護者・地域の皆様へのメッセージ」という項目を新たに加えました。

続いて、9ページを御覧ください。こちらは調布市の不登校の現状の項目です。不登校児童・生徒及びその保護者を対象として国が実施した実態調査の結果を追記いたしました。

次に、16ページを御覧ください。ここから24ページまで各施策の内容となります。施策全般を通じて成果指標の現状値を最新の数字に更新いたしました。また、目標値も精査し、変更いたしました。

最後に、25ページを御覧ください。ここから33ページまで資料編として各調査結果や実施状況を掲載いたしました。また、本プランの策定に向けた経過、本プランにおいて使用している用語の解説を追加いたしました。令和6年度から本支援プランを計画的に実施し、調布市における不登校児童・生徒への支援を充実してまいります。

説明は以上です。よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願いいたします。

○大和田教育長　以上で説明は終わりました。これより質疑を求めます。質疑のある方、お願いいたします。細川委員。

○細川委員　御説明ありがとうございました。

昨年11月の定例会でも意見を申しあげ、また、パブリック・コメントでも同様な御意見等もあり、そうしたところから今回、冒頭に保護者、地域の皆様へのメッセージというのが付け加えられたり、調布市の不登校の現状として学校の回答と児童・生徒、保護者からの回答とのずれもきちんと明記していただいたということは大変ありがたいと。短い時間の中でこうして加えてくださったことをまずありがたく思っております。

まずプランの本文のほうですけれども、3ページ、策定の経緯の中の、前回の素案から追加された「今後、学校は社会の変化に順応しつつ、子どもの多様性に適応していくことが求められます」という一文は、非常に大きな意味を持っていると受け取っているところです。これから子どもたちを取り巻く学校教育の環境というのは大きく変わっていったいく状態ということは間違いのないと思いますので、その中で学校の現場だけがこれまでの在り方をただ継承し、上乘せしていただくだけではなくて、これからはらっと転換させていかなければならないようなところにあるのではないのかなと認識をしているところです。そうしたところから、今回17ページで主要な取組として先ほど御説明のあった、児童・生徒一人一人が認められていると実感できる学校風土の醸成が大きなポイントでもあると思えますし、もう1つ大きなポイントとして加えていただいた児童・生徒の声を聞く機会の創出というところは、ここに加えてくださったことで、このプランもより意義のあるものになるのではないのかなと思うところです。

子どもの声を聞く、例えば低学年ですと、子どもの声を直接聞くことができなければ保護者の声を聞く。また、不登校の児童・生徒を抱えている苦しい状態にある保護者の声を聞くということも大きなことであります。

子ども基本法が制定されまして、子どもが意見を表明する機会と、意見を尊重する、最善の利益を優先して考慮するという言葉があります。先ほども言いましたけれども、それは当然学校においても、現場の先生レベルにおいてそういう意識が徹底されなければ、こうしてプランを作ったとしても、それが意味のないものになってしまう。ここをどのように具体化していくのかというところで、このプランそのものがベースになるものと理解していますので、ここにすべてを言葉として盛り込むことはできないと思いますし、その必要もないと思うのですが、1つだけ具体的にお聞きしたいのが、児童・生徒の声を聞く機会の創出というもの。創出というと、今までなかったものを初めて作り出すというような意味合いがあろうかと思えますけれども、ここについて具体的にどのような構想といたしましょうか、プランといたしましょうか、学校などでそうした機会をつくっていくような仕掛けといたしましょうか、そんなことを何か考えがあるのかどうか、方針をお聞きしたいところです。

○大和田教育長 海馬澤指導室統括指導主事。

○海馬澤指導室統括指導主事 子どもたちの声をどのように聞くのか、具体的な構想についてお答えいたします。

来年度から調布市内の学校で、自分の在籍する学級には入りづらいお子さんが、校内の別室で支援を受けられる校内別室支援の体制を強化してまいります。また、中学校においては、不登校対応に特化した巡回教員を新たに配置して、各学校を巡回しながら不登校の子どもたちにかかわっていく体制を始めます。こういった個別の対応、支援を通じて子どもたちの声を教員が直接聞く機会というのを設定してまいりたいと考えております。

また、教育委員会では、不登校のお子さんが通う場所として、小学生を対象とした「太陽の子」、中学生を対象とした「はしうち教室」、そして小・中学生を両方対象とした訪問型支援の「みらい」というのを行っています。こういった場においても、教員、あるいは支援員が直接子どもたちの声を聞きながら、私どもの施策に具体的に反映してまいりたいと考えております。

○大和田教育長 細川委員。

○細川委員 様々な施策において、そうやって教員等を配置してくださるということで、

いい人をぜひ確保していただきたい、人をぜひ多く付けていただきたいというのは願いとしてお伝えしておきたいところでもあります。と同時にもう1つ、例えばそういう校内の別室支援、教室などでもそうなのですが、そこにかかわる先生方はその声を聞くことができるけれども、それがいざ校内にその声が伝わっているのかというと、そこが実は心もとないところが結構あります。

担任の先生がよくそういうところに顔を出して、そのときの子どもの様子を見ながら、その担当の教員と話をするような機会を持っている先生と、そういうコミュニケーションが全くとれていないケース、また、校内でその声が共有されるようなことがないという状態に陥ることもままありますので、それは先生、ないしは校内の情報共有、コミュニケーションを高めていくような——先生方もお忙しいので、また研修を増やしていくというのは難しいかもしれませんが、まず声を聞くところから、聞いた声を共有するところも含めて教員に研修の機会をつくっていただきたいというのが意見というか、願いとしてお伝えしておきたいなと思います。

○大和田教育長　ほかにございませんか。千田委員。

○千田委員　私も今、細川委員がおっしゃられたようなことがとても大事だなと思います。それに関連するかなと思いますが、主な取組の4番に、「児童・生徒一人一人が認められていると実感できる学校風土の醸成」というのが入りました。

実は文科省の私たちの研修がありまして、その研修の場で担当者が、笑顔のある学校には不登校が少ないと言い切ったのです。それは私も体験的に思うのです。笑顔のある学校というのは笑っていればいいということではなくて、それなりに先生たちが一人一人を大事にして、一人一人がしやすいような実践をしている学校だと思うのですが、そういう学校風土をイメージしてこのプランは進めていきたいなと思いました。

このパブリック・コメントを見てショックといいますか、そうだろうなとは思っていたのですが、こんなにたくさんの意見が出るのだなというので少し驚きました。ただ、不登校問題はいかに切実なものになっているかということも改めて考えさせられました。出された意見は、それぞれの立場とか状況とかの人たちが言われているので、かなり厳しい御意見があり、私たちも襟を正していかなければならないなと思います。

とはいえ、この不登校の要因に関する認識の問題とか、子どもや保護者の声を施策に反映することとか、支援にかかわる人材を豊かなものにしていこうとか、それは我々も今まで課題視してきたことでもあるかなと思います。言うなれば、このパブリック・コメント

をすることによって、市民との課題が共有できたなど。ここからだなと思います。そして、この中に具体的なイメージが浮かばないために、そういう表現がされていないために、美辞麗句だという言葉が何回か出ていましたが、これは当たり前だなと思います。私も美辞麗句に見えて仕方ないところがありました。

ここからが質問です。この美辞麗句と言われないように、美辞麗句に終わらないように、今まで共有された課題をしっかり押さえながら、取組状況を分析評価して、毎年度アップデートしながらこのプランは進めていただきたいものだなと私は思いました。それはいかなものでしょうか。質問です。

○大和田教育長 海馬澤指導室統括指導主事。

○海馬澤指導室統括指導主事 ありがとうございます。私たち事務局も、本支援プランを作って終わりだとはもちろん思っておりません。ここからがスタートだと考えております。

その上で、この取組が果たして行われているのか、前に進んでいるのかというのは、この検討委員会を引き続き存続させ、毎年度検証してまいります。加えて、ここ数年、毎年国や都から不登校に関する新たな方針や通知が立て続けに示されています。本支援プランに示している主な取組は、飽くまで概要をお示ししたものですので、今後そうした国や都の動向を注視しながら、調布市として具体的な施策として反映させていくことが重要であると考えておりますので、この支援プランを基に、さらにアップデートした取組を推進していきたいと考えております。

○大和田教育長 千田委員。

○千田委員 本当に襟を正してここからだというような意識でいくのかなと今思いました。市民の皆さんの理解も得て、学校の先生たちの理解も得て進めるために、細かいことも出し合いながら施策をぜひ進めていってほしいなと思います。よろしくお願いします。

○大和田教育長 ほかにございませんか。細川委員。

○細川委員 先ほど言い忘れてしまいまして、また今、海馬澤指導室統括指導主事からも御回答があった中で、この不登校施策に係る検討委員会をこれから継続的に開催してくださるということで、それは大変ありがたいのですが、前回11月のときにもお伝えしたかと思うのですが、やはりここに保護者の意見を聞けるようにしていただけないかなというのが私の希望としてはあります。一番いいのは、例えば先ほどの教科書の調査委員会などにもP連を通して保護者の代表に入っていただいています。給食などでもそうです。同じ

ように、これだけのパブリック・コメントが集まっているということは、保護者の関心、意識も大変高いということの裏付けにもなるかなと思います。P連の役員などと話をする中でも、そういうのは言いたい方だったり、声を上げたい方だったり、きっといっぱいいるはずだというような声も聞いております。なので、もし可能でしたら、この委員の中に保護者の代表にも入っていただくようなことを検討していただきたいというのが意見です。

もしそれができないとしても、その検討委員会の中で当事者の保護者の声を聞くだとか、PTAの代表の意見を聞くだとか、そうした機会をぜひ持っていただいて、その意見、その声をこの施策に反映させていっていただきたいなというのを意見としてお伝えしておきたいと思います。

○大和田教育長　今は御意見、御要望ということでよろしいですか。

○細川委員　はい。

○大和田教育長　ほかにございませんか。

(「なし」との声あり)

○大和田教育長　それでは、ほかにないようですので、以上で質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。本件について、原案どおりとすることで御異議ございませんか。

(「なし」との声あり)

○大和田教育長　質疑なしとのことですので、さよう決定いたします。

議案第8号 令和6年度調布市教育相談所事業計画(案)について

○大和田教育長　次に、議案第8号「令和6年度調布市教育相談所事業計画(案)について」を議題といたします。本件について、佐藤指導室教育支援担当副主幹から提案理由の説明を願います。佐藤指導室教育支援担当副主幹。

○佐藤指導室教育支援担当副主幹　調布市教育相談所処務規程第7条による、令和6年度調布市教育相談所事業計画を策定するため、提案します。

調布市教育相談所では、調布市基本計画、調布市教育プラン及び第2期調布市特別支援教育推進計画に基づき、教育支援コーディネーターやスクールソーシャルワーカーと連携しながら、悩みや不安を抱える子どもや保護者一人一人に寄り添い、個に応じたきめ細かな教育相談の充実を図ってまいります。

1 ページの来所相談、電話相談事業では、様々な困難を抱える児童・生徒及びその保護

者に寄り添った相談を継続してまいります。

2ページの就学相談事業では、就学前における就学先の相談から、学齢期を通しての継続的な支援を意識した相談を実施してまいります。巡回相談事業におきましては、医師や臨床心理士、言語聴覚士、作業療法士等の専門家が学校の要請に応じて巡回し、児童・生徒の観察を通して学校生活における適切な支援についての助言や相談を行ってまいります。

3ページの広報活動では、悩みを抱える子どもや保護者が相談したいときに気軽に利用していただけるよう様々な機会において広く周知してまいります。また、相談員の専門性を高めるための研修についても、引き続き積極的に取り組んでまいります。

説明は以上でございます。よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○大和田教育長 以上で説明は終わりました。これより質疑を求めます。質疑のある方はお願いいたします。――教育相談所の来年度の事業計画(案)でございますので。よろしいですか。

(「なし」との声あり)

○大和田教育長 それでは、質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。本件については、原案どおりとすることで御異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○大和田教育長 御異議なしとのことですので、さよう決定いたします。

議案第9号 調布市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則

○大和田教育長 次に、議案第9号「調布市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則」を議題といたします。本件について、市川教育総務課副主幹から提案理由の説明を願います。市川教育総務課副主幹。

○市川教育総務課副主幹 議案第9号「調布市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則」について御説明いたします。

議案書下段の提案理由を御覧ください。文部科学省では、従来使用していた「不登校特別校」という呼称について、より子どもたちの目線に立った新たな呼称である「学びの多様化学校」に変更するとして、令和5年8月に通知を発出いたしました。本通知の趣旨を踏まえ、市教育委員会においても名称変更の対応をするなど、令和6年度からの事務文書を整備するために提案するものです。

具体の修正内容は新旧対照表で説明いたしますので、資料2枚おめくりいただいたA4横の資料を御覧ください。表の中段、指導室教育支援係の分掌事務4番ですが、「不登校特例校」を「学びの多様化学校」に変更いたします。

また、1段下の段から次のページにわたって記載されている社会教育科社会教育係の分掌事務2箇所についても、現行の内容に合わせて整備を行います。

説明は以上です。よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願いいたします。

○大和田教育長 以上で説明は終わりました。これより質疑を求めます。——名称の変更ということ。よろしいですか。

(「なし」との声あり)

○大和田教育長 それでは、質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。本件については、原案どおりとすることで御異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○大和田教育長 御異議なしとのことですので、さよう決定いたします。

議案第10号 調布市教育委員会事務局事案決裁規程の一部を改正する訓令

○大和田教育長 次に、議案第10号「調布市教育委員会事務局事案決裁規程の一部を改正する訓令」を議題といたします。本件について、市川教育総務課副主幹から提案理由の説明を願います。市川教育総務課副主幹。

○市川教育総務課副主幹 議案第10号「調布市教育委員会事務局事案決裁規程の一部を改正する訓令」について御説明いたします。

議案書下段の提案理由を御覧ください。今し方御説明をした理由と同様の理由により、不登校特例校の名称変更について提案するものです。

2枚おめくりいただいたA4横の新旧対照表を御覧ください。資料下段の表に記載のとおり、「不登校特例校」を「学びの多様化学校」に変更いたします。

説明は以上です。よろしく御審査の上、御決定くださいますようお願いいたします。

○大和田教育長 以上で説明は終わりました。これより質疑を求めます。これもよろしいですか。

(「なし」との声あり)

○大和田教育長 質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。本件について、原案どおりとすることで御異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○大和田教育長 御異議なしとのことですので、さよう決定いたします。

議案第11号 調布市立学校文書取扱規程の一部を改正する訓令

○大和田教育長 次に、議案第11号「調布市立学校文書取扱規程の一部を改正する訓令」を議題といたします。本件について、市川教育総務課副主幹から提案理由の説明を願います。市川教育総務課副主幹。

○市川教育総務課副主幹 議案第11号「調布市立学校文書取扱規程の一部を改正する訓令」について説明いたします。

議案書下段の提案理由を御覧ください。市教育委員会では、市立学校における文書取扱いについて法的背景も踏まえた現状の課題解決を図るべく、今年度、教員、職員で組織する検討委員会を設置し、その方針を取りまとめました。本件は、その方針に基づいた文書事務体制に対応するとともに、市の文書管理規則など関係法令との整合を図るために提案するものです。

具体の改正内容を御説明いたしますので、A4横の新旧対照表を御覧ください。本件に関しましては、改正箇所が多岐にわたるため、要点を御説明させていただきます。

まず初め1点目、1ページに記載の文書統括責任者の設置です。これまでも校長が統括責任者として文書の管理を統括しておりましたが、市の規則改正に合わせて明文化をするものでございます。

続いて、2点目について5ページをお開きください。中段に記載の保存期間の種別について、先に御説明した検討委員会において協議し、学校の実情に応じた9種に変更いたします。

最後に3点目ですが、各種用語の定義について、市の文書管理規則にて定める内容と整合を図ります。例として公文書、保存、期間といった用語について、市の規則の例に倣い改正いたします。本件の修正箇所は資料中の各所でございますので、個別の説明は省略させていただきます。

説明は以上です。よろしく御審査の上、御決定くださいますようお願いいたします。

○大和田教育長 以上で説明は終わりました。これより質疑を求めます。質疑のある方はお願いいたします。

(「なし」との声あり)

○大和田教育長　それでは、質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。本件について、原案どおりとすることで御異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○大和田教育長　御異議なしとのことでありますので、さよう決定いたします。

議案第12号　調布市教育委員会公印規程の一部を改正する訓令

○大和田教育長　次に、議案第12号「調布市教育委員会公印規程の一部を改正する訓令」を議題といたします。本件について、市川教育総務課副主幹から提案理由の説明を願います。市川教育総務課副主幹。

○市川教育総務課副主幹　議案第12号「調布市教育委員会公印規程の一部を改正する訓令」について御説明いたします。

提案理由は、議案書下段に記載のとおり、調布市公印規則と文言の整合を図るため提案するものでございます。具体の修正内容は新旧対照表で説明いたしますので、2枚おめくりいただいたA4横の資料を御覧ください。

表中27番、調布市立小・中学校長職務代理者員の書体、寸法、材質について、改正前は上の行と同じを意味する「同」という漢字を記載しているところ、1行上の26番が削除されたことにより、空欄を意味することになってしまうことから、それぞれの項目を正しい内容に改めるものです。

次のページ、35番についても同様の改正内容となります。

説明は以上です。よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願いいたします。

○大和田教育長　以上で説明は終わりました。これより質疑を求めます。

(「なし」との声あり)

○大和田教育長　質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。本件については、原案どおりとすることで御異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○大和田教育長　御異議なしとのことでありますので、さよう決定いたします。

議案第13号　調布市立学校の校庭等の開放及び目的外使用に関する規則の一部を改正する規則

○大和田教育長　次に、議案第13号「調布市立学校の校庭等の開放及び目的外使用に関

する規則の一部を改正する規則」を議題といたします。本件について、森木教育総務課副主幹から提案理由の説明を願います。森木教育総務課副主幹。

○森木教育総務課副主幹 議案第13号「調布市立学校の校庭等の開放及び目的外使用に関する規則の一部を改正する規則」について御説明いたします。

提案理由につきましては、資料の1枚目、議案書の最下段に記載のとおり、目的外使用の様式について、現行例規及び実態に即した表記への改正を行うため提案するものです。

主な改正内容について、新旧対照表で説明いたしますので、ページをおめくりいただきまして、A4横の新旧対照表1/5ページをお開きください。

1/5ページは目的外仕様申請書である第7号様式、2/5ページから3/5ページにかけては目的外使用（許可・不許可）通知書である第8号様式、3/5ページから4/5ページにかけては目的外仕様通知書である第9号様式の新旧対照となりますが、いずれも各様式の使用日時欄や使用設備等欄の表記を改めるものであります。

あわせて、新旧対照表3/5ページ、第8号様式の目的外使用（許可・不許可）通知書に記載している使用上の注意書きの項目について、こちらも現行例規及び実態に即した表記とするため、一部削除するものです。

なお、本規則改正については、令和6年4月1日から施行させていただきたいと考えております。

説明は以上となります。よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願いいたします。

○大和田教育長 以上で説明は終わりました。これより質疑を求めます。

（「なし」との声あり）

○大和田教育長 質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。本件については、原案どおりとすることで御異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○大和田教育長 御異議なしとのことでありますので、さよう決定いたします。

議案第14号 臨時代理の承認について（調布市立学校学校歯科医の解職）

○大和田教育長 次に、議案第14号「臨時代理の承認について」を議題といたします。

本件について、佐藤学務課長から提案理由の説明を願います。佐藤学務課長。

○佐藤学務課長 議案第14号、調布市立学校学校歯科医の解職に関する臨時代理の承認

について提案理由を御説明申しあげます。

本案は、一般社団法人調布市歯科医師会の令和6年2月20日付通知により、第六中学校学校歯科医の中村維大氏の調布市歯科医師会の退会を理由とした解職について依頼があり、2月28日付で決定したものです。

よろしく御審議の上、解職について承認くださいますようお願い申しあげます。

○大和田教育長 以上で説明は終わりました。これより質疑を求めます。

(「なし」との声あり)

○大和田教育長 質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。本件について、原案どおりとすることで御異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○大和田教育長 御異議なしとのことでありますので、さよう決定いたします。

議案第15号 臨時代理の承認について（調布市立学校学校歯科医の委嘱）

○大和田教育長 次に、議案第15号「臨時代理の承認について」を議題といたします。

本件について、佐藤学務課長から提案理由の説明を願います。佐藤学務課長。

○佐藤学務課長 議案第15号、調布市立学校学校歯科医の委嘱に関する臨時代理の承認について提案理由を御説明申しあげます。

本案は、一般社団法人調布市歯科医師会から、第六中学校学校歯科医について、前任者の解職に伴い、新たに南清隆氏の委嘱について推薦があり、2月28日付で決定したものです。

任期は令和6年3月1日から3月31日までです。

よろしく御審議の上、委嘱について承認くださいますようお願い申しあげます。

○大和田教育長 以上で説明は終わりました。これより質疑を求めます。

(「なし」との声あり)

○大和田教育長 質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。本件については、原案どおりとすることで御異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○大和田教育長 御異議なしとのことでありますので、さよう決定いたします。

議案第16号 令和6年度調布市公民館事業計画（案）について

○大和田教育長 次に、議案第16号「令和6年度調布市公民館事業計画（案）について」を議題といたします。本件について、源後東部公民館長から提案理由の説明を願います。源後東部公民館長。

○源後東部公民館長 議案第16号「令和6年度調布市公民館事業計画（案）について」、提案理由を御説明いたします。

本案は、調布市公民館処務規定第5条第1項の規定により、調布市公民館運営審議会での協議を経ましたので、令和6年度調布市公民館事業計画を策定するため、提案するものです。

初めに、本事業計画の構成ですが、公民館ごとに冒頭で計画の基本的な考え方を述べるとともに、それに続く一覧表で、青少年教育、高齢者教育、家庭教育、成人教育、国際理解教育の5つの学習分野を主軸に個別の事業をまとめています。

3公民館共通の基本的な考え方といたしましては、学びを通じた地域づくり、仲間づくりを支援することや、学びの成果が生活課題や地域課題の解決に活かされる事業展開に努めることなどが挙げられます。

また、個別の事業には、施設の特性や地域性、これまでの取組などを加味した内容を反映させています。

それでは、1ページをお願いいたします。初めに、東部公民館です。東部公民館は、国分寺崖線の緑豊かな住宅街に位置し、周辺に教育関連施設が多いことが特徴です。こうした特徴を生かした人や地域との結び付きを大切にしたい事業展開を図ってまいります。

また、学習分野の基本的な考え方を項目1から5で記載し、続いて、項目6及び7で地域の学び合いの輪を広げる事業展開や、団体の育成支援に関する基本的な考え方といたします。

なお、令和7年度に東部公民館は開館50周年を迎えます。令和6年度はその前年度として、50周年に向けた事業の検討と準備を進めてまいります。

続いて、6ページから9ページまでが西部公民館になります。西部公民館では、6ページ、の項目1から6において、基本的な考え方を整理しています。西部公民館は市の西南部に位置し、周辺には生産緑地も残り、多摩川などの自然環境にも恵まれています。

事業では、市民講座、地域文化祭などの参加型の事業、中でも子育てセミナーに代表される家庭教育事業に力を入れるとともに、サークル活動の支援にも取組を進めています。

なお、令和5年度であります。西部公民館は開館40周年を迎えました。節目を迎え、

気持ちも新たに、さらなる地域の再発見、再認識につながる事業を認識し、地域との連携に取り組みます。

最後に、10ページから13ページまでが北部公民館になります。北部公民館では、10ページの項目1から6において、主催事業実施に関する基本的な考え方を記載し、項目7及び8において、地域文化祭や地域団体との連携に関する基本的な考え方を整理しています。美術室や防音機能を有する学習室、陶芸窯、茶室など設備が充実しており、周辺環境では、緑あふれる上ノ原公園や、児童・生徒数が多い上ノ原小学校、神代中学校に隣接し、地区協議会や健全育成推進地区委員会など地域団体の活動が活発であります。

こうした地域で活動している団体と連携を図りながら、地域に根差した公民館事業を展開してまいります。

説明は以上です。よろしく御審議の上、御承認いただきますようお願い申し上げます。

○大和田教育長 以上で説明は終わりました。これより質疑を求めます。

(「なし」との声あり)

○大和田教育長 質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。本件については、原案どおりとすることで御異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○大和田教育長 御異議なしとのことでありますので、さよう決定いたします。

議案第17号 令和6年度調布市立図書館事業計画(案)について

○大和田教育長 次に、議案第17号「令和6年度調布市立図書館事業計画(案)について」を議題といたします。本件について、高橋教育部副参事兼図書館長から提案理由の説明を願います。高橋教育部副参事兼図書館長。

○高橋教育部副参事兼図書館長 それでは、議案第17号「令和6年度調布市立図書館事業計画(案)について」、御説明いたします。

お聞きいただきまして、1ページ、事業概要をお願いいたします。

調布市立図書館は、市の基本計画や教育プランのほか、調布市立図書館の基本方針及び運営方針に基づき、令和6年度も市民の読書、調査研究活動を支援するため、積極的に事業を展開してまいります。

今回の事業計画から重点課題を記載することとし、図書館の職員が一丸となって取り組む姿勢を打ち出すことといたしました。

大きな1番、重点課題につきましては、記載の4点であります。

(1)図書館運営体制の見直しは、貸し出しや利用登録が減少傾向にある状況にかんがみ、改めて市民ニーズの把握や理由状況の分析を行い、サービスの在り方を見詰め直すほか、I Cタグの導入による運営体制の見直しを行うなど、利用の回復、拡充に努めてまいります。

(2) I Cタグシステム関連機器の導入につきましては、施設設備やオペレーションなど円滑な導入を図りつつ、利用者のプライバシーへの配慮や、便利で快適に利用できる図書館サービスの提供に努めてまいります。

(3)ヤングアダルトサービスの推進については、今年度に引き続き、市内公立・私立学校及び青少年施設と連携し、積極的な利用促進を働きかけてまいります。

(4)施設整備・検討につきましては、記載のとおり佐須分館の設備工事の設計、若葉分館、宮の下分館の移転建て替え設計、緑ヶ丘分館の移転建て替え工事着工を行う予定です。加えて、文化会館たづくりのレイアウト変更に合わせて中央図書館のレイアウト変更の検討などを行ってまいります。

大きな2番、主な取組につきましては、記載の9点で前年度と同様の内容となっております。

次に、主要事業につきましては、2ページ以降に記載をしておりますので、その主なものを紹介いたします。

2ページをお願いします。(2)番、児童サービス関連事業につきましては、乳幼児向けブックスタート事業のほか、しらべかたあんない、「図書館で調べものをするときに…」、推薦図書リストなど、小・中学生向け対象別に本のリストや冊子を作成し、学校や図書館で広く配布するなど、図書館利用や読書推進を図るものであります。

3ページ、2段目以降に記載の各対象別のお話し会については、市内各図書館で実施するほか、子ども発達センターや特別支援学校、特別支援学級においても広く取り組んでまいります。

4ページ、(3)調査支援サービス関連事業につきましては、テーマ別調べ案内や課題解決支援サービスのほか、調布市立図書館の特色である映画のまち関連資料の収集、調布シネマフェスティバルにおける映画資料の企画展示事業などを実施してまいります。

(4)利用支援サービス関連事業につきましては、協力者懇談会や、5ページに記載の利用者懇談会の実施のほか、点訳者養成講座や布の絵本製作者養成講座など、利用支援サー

ビスの担い手の育成を図る事業を実施してまいります。

6 ページ、(7)成人対象事業につきましては、だれでもが参加できる各種読書会の実施のほか、調布くすのきまつりを始め、文化、文芸、時事に関する講演会などを年間を通じて実施し、一層の読書推進、読書啓発に努めてまいります。

説明は以上です。よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願いいたします。

○大和田教育長 以上で説明は終わりました。これより質疑を求めます。千田委員。

○千田委員 認識不足のところちょっと教えていただきたいのですが、6 ページ、(8)番の中学生・高校生世代へのはたらきかけで、ぶちねこ便はよく見かけるのですが、どうい子たちがどのような運営の仕方ですこれを発行しているかを教えてください。

○大和田教育長 海老澤図書館副館長。

○海老澤図書館副館長 御質問ありがとうございます。ぶちねこ便は、市内に在住、在学の子どもの子どもたちで作っている「中学生からのお届けもの」というサブタイトルが付いた図書館利用をしてくださっている中学生、若年層への人たちへのPR誌のようなものになります。主な内容としましては、中学生の人たちが作っている小説ですとか、イラストですとか、創作活動をしている子たちが自分たちの作品を載せるというものになっております。自分たちが手書きで書いた原稿を図書館の職員が確認しながら、編集なども自分たちで行っておりまして、それを所管の図書館で印刷して発行するという形で、市内の中学校などに配らせていただきまして、もちろん図書館のカウンターでもお配りしております。

○大和田教育長 千田委員。

○千田委員 ありがとうございます。とてもよくやっているなと思っていつも感心しているのですが、ちなみに何校ぐらいの中学校で何人ぐらいのお子さんたちが集まっているのですか。

○大和田教育長 海老澤図書館副館長。

○海老澤図書館副館長 令和4年度の数字になりますけれども、会員数としまして26人の子どもたちが活動しております。毎回同じ子たちが編集しているわけではないので、延べ人数としましては、この26人の子たちが毎月代わり番こにやっていまして、述べで257人となっています。学校数はちょっと把握していませんけれども、市内の学校全体に配らせていただいております、結構反響をいただいていると聞いておりますので、各校いろいろな子たちが参加してくださっているという認識にあります。

○大和田教育長 千田委員。

○千田委員 分かりました。26人の活動とはちょっとびっくりしました。今、子どもたちは、ああいう活動が好きな子たちが多くなっているかと思imasuので、ぜひこれからも支援のほうをよろしくお願ひしたいと思imasu。ありがとうございました。

○大和田教育長 ほかにございませんか。

(「なし」との声あり)

○大和田教育長 ほかにないようですので、以上で質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。本件については、原案どおりとすることで御異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○大和田教育長 御異議なしとのことでありますので、さよう決定いたします。

議案第18号 令和6年度調布市郷土博物館事業計画(案)について

○大和田教育長 次に、議案第18号「令和6年度調布市郷土博物館事業計画(案)について」を議題といたします。本件について、早野郷土博物館館長から提案理由の説明を願ひます。早野郷土博物館館長。

○早野郷土博物館館長 議案第18号「令和6年度調布市郷土博物館事業計画(案)について」、御説明いたします。

本案は、調布市郷土博物館処務規定第6条により、令和6年度調布市郷土博物館事業計画を策定するため、提案するものです。

主な内容について御説明いたします。

初めに、1ページのI、方針を御覧ください。博物館事業においては、収集、保存、調査研究、展示、普及といった基本機能を発揮するとともに、改正博物館法の趣旨を踏まえ、蓄積された知見を発展的に未来に生かす観点から、各種取組を推進します。

また、文化財保護事業においては、文化財の保存の取組だけでなく、文化財の価値や魅力を発信し、地域の再認識やまちの活性化につながる取組を展開してまいります。

次に、III、博物館事業です。1、郷土博物館管理運営を御覧ください。令和6年度は23日の開館と58日の休館日を予定しています。

また、2ページをお願いいたします。開館50周年に伴い、展示施設や劣化箇所等の修繕等を実施するほか、くん蒸消毒等を行うため、69日の臨時休館を予定しております。

続きまして、2、郷土博物館事業です。(1)開館50周年記念事業の実施に当たり、最新

の発掘成果や調査研究、新収蔵資料を生かした常設展のリニューアル、郷土博物館のこれまでの歩みを振り返る企画展、記念イベントを開催するほか、常設展示を解説する図録の刊行を予定しています。

続きまして、(2)展示活動を御覧ください。3ページをお願いいたします。

開館50周年記念事業以外の取組としては、上から3つ目、小学校3年生の郷土学習に対応し、道具の移り変わりや、近代、現代の調布市の風景や暮らしの変化を紹介する「ちょっと昔の暮らし」や、その下、年中行事や戦争などの題材を取り上げたギャラリー展を開催します。

次に、(3)教育普及活動では、講演会や講座、出前授業、開館50周年を記念したギャラリートークを実施します。

また、再下段の学校教育関連事業では、小学校3年生の郷土学習に対応し、各小学校が郷土博物館に見学に来る方法か、郷土博物館が各小学校に出向く出前授業の方法により実施する予定です。

次の(4)資料の収集、整理、保存、調査・研究では、4ページをお願いします。キ、収蔵資料データベースの整備・公開や、ク、失われるおそれの郷土の歴史・文化の記録作成に取り組みます。

(8)郷土博物館機能の在り方や方向性の整理では、令和5年度に続き、郷土博物館の機能、役割、運営方針などの課題の整理を進めるため、他館の事例を調査し、具体的な方策について検討を行います。

続きまして、3、深大寺水車館管理運営です。5ページをお願いいたします。

2箇年にわたった水車館の水車の水は、ひきうす等の交換修繕が完了し、令和6年度は(5)教育普及活動として、そば祭り期間に合わせたそばひき実演などを実施する予定です。

続きまして、IV番、文化財保護事業となります。1、文化財保護審議会においては、その調査、審議に基づき、文化財の指定登録を推進します。

6ページをお願いいたします。3、文化財の保護・普及活動では、適切な文化財の保存・管理を行うとともに、(2)、イの表内にありますとおり、東京都が実施する文化財ウィークへの参画、学校連携事業や自治体間連携事業を引き続き実施するほか、7ページをお願いいたします。(3)郷土芸能の保存と後継者の育成に取り組みます。

また、基本計画事業として実施しております(4)国史跡下布田遺跡整備事業では、令和6年度は、史跡内立川段丘面西側の整備工事や、ガイダンス施設整備を見据えた分室解体

工事を実施します。また、市民ワークショップの開催や地元小学校や地区協議会等と連携して、地域の活力の向上に資する積極的な取組を展開します。

最後に、4、埋蔵文化財の発掘調査です。令和6年度は引き続き、調布市遺跡調査会と連携した埋蔵文化財の届出事務、発掘調査等を継続するとともに、行革プランに基いた(3)調布市遺跡調査会の体制見直しの検討を行います。

説明は以上となります。よろしく御審議の上、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○大和田教育長 以上で説明は終わりました。これより質疑を求めます。

(「なし」との声あり)

○大和田教育長 質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。本件については、原案どおりとすることで御異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○大和田教育長 御異議なしとのことでありますので、さよう決定いたします。

議案第19号 調布市文化財の指定について

○大和田教育長 次に、議案第19号「調布市文化財の指定について」を議題といたします。本件について、早野郷土博物館館長から提案理由の説明を願います。早野郷土博物館館長。

○早野郷土博物館長 議案第19号「調布市文化財の指定について」、説明いたします。

本案は、調布市文化財保護条例第4条の規程により、市文化財の指定を行うため提案するものです。

議案の裏面を御覧いただきます。文化財の名称は染地遺跡第128地点出土小銅鐸です。員数は1点、指定の種別は有形文化財の考古資料です。所有者及び所在地は記載のとおりです。製作年代は弥生時代後期から古墳時代前期です。

調布市文化財指定理由説明書の1ページを御覧ください。こちらの小銅鐸は令和元年8月から令和3年2月にかけて行われた染地遺跡第128地点の発掘調査で出土したものとなります。一般的に小銅鐸は、銅鐸の形を模した小型の青銅製品で、その出土例は数少なく、全国で60例ほどしか報告されていません。都内では本件が3例目となります。

本小銅鐸は裏面の大半が欠損するものの、さびがほとんど見られず、銅本来の赤道色を保つなど、残存部分の状態は良好です。また、遺跡内の流路跡と見られる谷状窪地の木材

集中域の下部から出土していることから、小銅鐸を用いた採取や採取後の廃棄の在り方を考える上で貴重な資料である等の理由から、調布市の有形文化財に指定するものです。

説明は以上です。よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○大和田教育長 以上で説明は終わりました。これより質疑を求めます。

(「なし」との声あり)

○大和田教育長 質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。本件については、原案どおりとすることで御異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○大和田教育長 御異議なしとのことでありますので、さよう決定いたします。

議案第20号 調布市郷土博物館の臨時休館について

○大和田教育長 次に、議案第20号「調布市郷土博物館の臨時休館について」を議題といたします。本件について、御前郷土博物館副館長から提案理由の説明を願います。御前郷土博物館副館長。

○御前郷土博物館副館長 議案第20号「調布市郷土博物館の臨時休館について」、御説明いたします。

裏面の資料1をお願いいたします。郷土博物館は、令和6年度に開館50周年を迎え、展示室ほかギャラリーやホールでの50周年記念事業の実施を予定しております。これに伴いまして、老朽化している展示室壁の塗り替えや、ギャラリーほか館内設備の改修工事等及び収蔵資料の保全のためのくん蒸消毒を実施するため、調布市郷土博物館条例第3条ただし書きの規定により臨時休館するものでございます。

臨時休館の期間ですが、調布市郷土博物館条例第3条1項1号の休館日を除き、令和6年5月1日水曜日から同年7月19日金曜日までの69日間です。

なお、この臨時休館につきましては、市報4月20日号及び市ホームページにて周知を図ってまいります。

説明は以上です。よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願いいたします。

○大和田教育長 以上で説明は終わりました。これより質疑を求めます。

(「なし」との声あり)

○大和田教育長 質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。本件については、原案どおりとすることで御異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○大和田教育長 御異議なしとのことですので、さよう決定いたします。

これ以降の議案は非公開と決定しておりますので、ここで傍聴者の方は御退席をお願いいたします。本日も傍聴ありがとうございました。

非公開

○大和田教育長 以上で今定例会に付されました案件はすべて終了いたしました。

これにて令和6年調布市教育委員会第3回定例会を閉会いたします。長い間、どうもありがとうございました。

調布市教育委員会会議規則第29条の
規定によりここに署名する。

教 育 長

委 員